

# 令和5年度 交通安全テスト

学年 組 氏名

◇ 正しいものには○を、間違っているものには×を解答欄に記入しなさい。

|   | 問 題  | 解答欄   |
|---|--|---|
| ① | 自転車は、法律上は軽車両で、自動車と同じ車両に分類される。  |   |
| ② | 自転車乗用中に、ヘルメットをかぶるよう努める必要はない。   |   |
| ③ | 自転車で道路を通行する場合、歩道と車道の区別があり、歩道が「自転車通行可」でないところでは、原則、車道を通行しなければならない。                   |   |
| ④ | 自転車で道路を通行する場合、端に寄っていれば、道路の左右どちら側を通行してもよい。  |   |
| ⑤ | 自転車で道路を横断する場合、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示があるときは、歩行者用信号機に従わなければならない。                |    |
| ⑥ | 自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まなければならない。                                  |   |
| ⑦ | 「軽車両を除く」や「自転車を除く」等の補助標識がない場合、自転車も道路標識に従わなければならない。補助標識 →                            |  |
| ⑧ | 「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。                     |  |
| ⑨ | 自転車で路側帯を通行する場合、道路の右側にある路側帯は通行できない。   |   |
| ⑩ | 自転車で走行中に歩行者とすれ違う場合、歩行者が自転車の存在に気づいていないときは、自転車のベルを鳴らして歩行者に気づかせなければならない。              |   |
| ⑪ | 信号機のない交差点で、「止まれ」の道路標識のない場合、狭い道から広い道に出るときは徐行しなければならない。                              |  |
| ⑫ | 広い道路で「自転車並進可」の道路標識がない場合は、自転車2台であれば横に並んで道路を通行しても構わない。                               |  |
| ⑬ | 自転車での傘差し運転やスマートフォンを使用しながら運転及びイヤホンを着用して音楽等を聴きながらの運転等は、危険な行為であるが、罰金等の厳しい罰則は設けられていない。 |   |
| ⑭ | 自転車の二人乗りや夜間・トンネル内の無灯火運転等は危険な行為であるため、罰金等の厳しい罰則が設けられている。                             |   |
| ⑮ | 自転車を運転中に事故を起こして加害者となっても、未成年の高校生は刑事責任を問われたり、民事訴訟で高額な賠償金を請求されたりすることはない。              |   |